

健康増進法及び景品表示法の表示規制関連条文

	健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抄）
禁止規定	<p>（誇大表示の禁止）</p> <p>第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、<u>健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項</u>（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、<u>著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</u></p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令 （平成21年内閣府令第57号）（抄）</p> <p>（法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項）</p> <p>第十九条 法第三十一条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 含有する食品又は成分の量 二 特定の食品又は成分を含有する旨 三 熱量 四 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果 </div>	<p>（不当な表示の禁止）</p> <p>第四条 事業者は、<u>自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</u> 二 <u>商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの</u> 三 <u>前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</u> <p>2 <u>内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。</u>この場合において、<u>当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の</u></p>

	健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抄）
		<u>適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</u>
措置 規定	<p>（勧告等）</p> <p>第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、<u>国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</u></p> <p>2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）について準用する。</p>	<p>（措置命令）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は<u>第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。</u>その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該違反行為をした事業者 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
検査	<p>（特別用途食品の検査及び収去）</p> <p>第二十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>（報告の徴収及び立入検査等）</p> <p>第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、<u>当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p>

	健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抄）
	<p>3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。</p> <p>4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。</p>	<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>